

第97期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年5月27日（木曜日）
午前10時

場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

昨年と開催場所が異なります
末尾の会場案内図をご参照ください

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

※「本総会での新型コロナウイルス感染対策について」次ページをご覧ください
※ 株主総会でのお土産は3年前から廃止させていただいております

株式会社歌舞伎座

証券コード：9661

※ 本総会での新型コロナウイルス感染対策について

◇議決権行使についてのお願い

新型コロナウイルス感染症に関しては、変異株による感染拡大も懸念されており、感染リスク、感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を見合わせ、書面（郵送）、またはインターネット（スマート行使・議決権行使ウェブサイト）による議決権行使を、強く推奨させていただきます。

株主総会当日のご来場は、お控えくださいますようお願い申し上げます。

お土産は今年も取りやめさせていただきます。

なお、当日の総会運営は下記要領で行わせていただきますので、ご来場いただいても入場いただけないことを予めご了承くださいようお願いいたします。

- ① 議事進行につきましては、換気の徹底・感染回避のため時間を短縮して行います。
- ② ソーシャルディスタンスを確保するため、座席数は40席と大幅に少なくさせていただきます。満席時には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ③ マスクの着用、会場入口での検温・手指消毒、整列入場にご協力をお願いいたします。

なお、発熱等体調不良の場合は、ご入場をお断りする場合がございます。

以上

証券コード 9661
2021年5月11日

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株 式 会 社 歌 舞 伎 座
代表取締役社長 武 中 雅 人

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書、またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使をされます場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年5月26日(水)午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 **2021年5月27日（木曜日）午前10時**

2. 場 所 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 TEL03-3543-8111

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第97期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◇インターネットによる開示について

- 1.株主総会招集に際し提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「招集ご通知」には添付していません。なお、当該注記表につきましては、監査役および会計監査人が監査報告作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 2.株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類等に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.kabuki-za.co.jp/annai/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、株主総会参考書類（4～9頁）をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



**書面（郵送）により
議決権をご行使される場合**

**行使
期限**

**2021年5月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで**

同封の「議決権行使書」に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



**インターネット
（スマホ・PC）により
議決権をご行使される場合**

**行使
期限**

**2021年5月26日（水曜日）
午後5時30分まで**

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合

**開催
日時**

2021年5月27日（木曜日）午前10時

同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所**

東京都中央区銀座三丁目9番11号

紙パルプ会館

銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の「議決権行使書」右下記載のQRコードをスマートフォン等にて読み取り、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。
なお、議決権行使コード・パスワードのご入力是不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

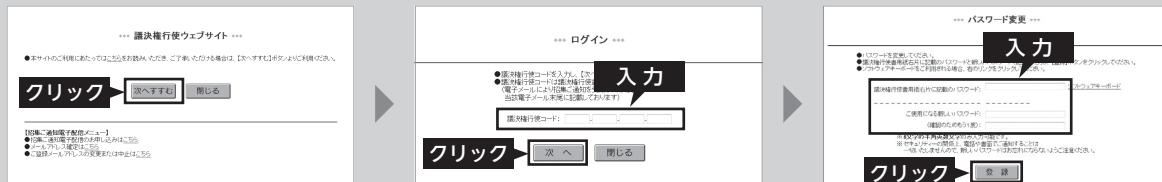


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の「議決権行使書」記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取るアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段で、今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定配当の維持、継続を基本方針としております。第97期の期末配当につきましては、今後の事業展開に備えた内部留保等を勘案し、次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総 額 60,514,065円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（期末配当金の支払開始日）
2021年5月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役 武中雅人、近藤諭司、小平健、尾崎啓成、武藤寛征の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の再任と新任取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者に関しては、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	新任 あ び こ た だ し 安 孫 子 正 (1948年3月23日生)	1975 年 5 月 松竹㈱入社 1998 年 2 月 松竹㈱第一演劇部演劇製作室長（部長待遇） 1999 年 5 月 松竹㈱取締役 演劇製作部門担当 2003 年 5 月 松竹㈱常務取締役 2004 年 11月 松竹㈱専務取締役 2006 年 5 月 松竹㈱演劇本部長(現任)、演劇興行部門担当、歌舞伎座総支配人 2006 年 9 月 松竹㈱演劇営業部門、演劇事業部門担当 2009 年 4 月 松竹衣裳㈱社外監査役 2011 年 8 月 新橋演舞場㈱専務取締役（現任） 2014 年 5 月 松竹㈱取締役副社長 2019 年 5 月 松竹㈱代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） 松竹㈱代表取締役副社長 演劇本部長 新橋演舞場㈱専務取締役	0株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり、伝統芸能歌舞伎をはじめとする演劇製作や興行事業を牽引してきた実績は、歌舞伎専用劇場を保有し、歌舞伎の維持発展に寄与していく当社の経営、また企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	新任 木 川 正 彦 (1958年3月14日生)	1980年 7 月 松竹(株)入社 1999年 4 月 松竹(株)事業部業務課長 2004年 4 月 松竹(株)不動産部営業課長 2007年 4 月 松竹(株)歌舞伎座開発準備室次長 2009年10月 (株)松竹マルチプレックスシアター取締役 2013年 5 月 松竹(株)内部監査室長 2015年 5 月 松竹ブロードキャスティング(株)取締役 2020年 2 月 当社総務部長（現任）	0株
	(取締役候補者とした理由) 管理部門や内部監査部門、不動産部門における豊富な知識と経験を有しており、当社の価値向上 およびガバナンス体制の強化に資することが期待されることから取締役候補者いたしました。		
3	再任 社外 独立 こ だいら たけし 小 平 健 (1951年12月31日生)	1974年 4 月 (株)日本長期信用銀行入行 1999年11月 (株)ホテルニューオータニ(現：(株)ニュー・オータニ) 東京副総支配人兼マネージメントサービス部長 兼ニューオータニ美術館担当部長 2000年 6 月 (株)ニュー・オータニ取締役 マネージメントサービス部長 兼ホテルニューオータニ東京副総支配人 2008年 6 月 (株)テーオーシー取締役 ビル施設管理部門 兼安全管理室担当 2015年 5 月 当社社外取締役（現任） 2016年 6 月 (株)テーオーシー顧問 2018年 6 月 (株)テーオーシー顧問（退任）	1,500株
	(社外取締役候補者とした理由) 金融機関やホテル業界、不動産業界で培われた豊富な経験、知識を有しており、引き続き独立し た立場で当社事業運営に対する適切な助言と監督を期待し、候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	再任 社外 お さき ひろ しげ 尾 崎 啓 成 (1970年9月9日生)	1994年4月 松竹(株)入社 2014年5月 松竹(株)経理部長 2015年5月 松竹(株)執行役員経理部長 2017年5月 松竹(株)執行役員経理部長兼 I R (インベスター・リレーションズ) 副担当 2019年5月 当社社外取締役 (現任) 2020年5月 松竹(株)取締役 経理部門、財務部門担当、I R (インベスター・リレーションズ) 副担当 (現任) (重要な兼職の状況) 松竹(株)取締役 経理部門、財務部門担当、I R (インベスター・リレーションズ) 副担当	100株
	(社外取締役候補者とした理由) 長年にわたる経理業務での豊富な経験と財務・会計部門の専門的な知識をもとに、引き続き社外取締役として当社グループ事業に対する適切な提言と監督を期待し、候補者となりました。		
5	再任 社外 む とう ひろ ゆき 武 藤 寛 征 (1982年8月26日生)	2007年4月 松竹(株)入社 2017年7月 松竹(株)人事部人材開発課課長代理 2018年10月 松竹(株)経営企画部グループ企画室長 松竹衣裳(株)社外監査役 (現任) (株)松竹サービスネットワーク社外監査役 (現任) 2019年5月 当社社外取締役 (現任) 2020年5月 松竹(株)経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長 (現任) (重要な兼職の状況) 松竹(株)経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長 松竹衣裳(株)社外監査役 (株)松竹サービスネットワーク社外監査役	100株
	(社外取締役候補者とした理由) 人材開発部門や企業集団を企画統括する立場での豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き当社の経営に対する適切な提言と監督を期待し、候補者となりました。		

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.安孫子正氏は、2021年5月に松竹株式会社の取締役を退任する予定です。
- 3.社外取締役候補者について
- ・小平健、尾崎啓成、武藤寛征の3氏は社外取締役の候補者であります。
 - ・小平健氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時において6年となります。
 - ・尾崎啓成氏は、当社の特定関係事業者にあたる松竹株式会社の取締役であり、同氏は同社業務執行者の配偶者であります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時において2年となります。
 - ・武藤寛征氏は、当社の特定関係事業者にあたる松竹株式会社の業務執行者であります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時において2年となります。
- 4.取締役候補者（業務執行取締役等を除く）との責任限定契約の内容
- ・当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）と会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
 - ・各社外取締役候補者が再任され就任した場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
- 5.取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容
- ・当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしております。
 - ・各取締役候補者の選任が承認され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、保険更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 井ノ上正男氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、同氏の再任をお願いするものであり、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者に関しては、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
再任 社外 井ノ上 正 男 (1958年11月9日生)	1988 年 4 月 弁護士登録（大高法律事務所入所） 1999 年 4 月 当社顧問弁護士 2009 年 5 月 当社社外監査役（現任） 2015 年 6 月 ㈱永谷園ホールディングス社外監査役（現任） 2019 年 5 月 松竹㈱社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大高法律事務所弁護士 松竹㈱社外監査役 ㈱永谷園ホールディングス社外監査役	0株
（社外監査役候補者とした理由） 高い倫理観・公正性などの人格的要素を備えており、弁護士としての高度な専門的知識と幅広い見識等を活かし、取締役会において当社グループの経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの一層の強化に貢献しており、引き続き社外監査役として適任であると判断し候補者いたしました。		

（注）1.監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.社外監査役候補者について

井ノ上正男氏は社外監査役の候補者であります。また、同氏は当社の特定関係事業者にあたる松竹株式会社の社外監査役であります。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結時において12年となります。

3.監査役候補者との責任限定契約の内容

- ・当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
- ・監査役候補者が再任され就任した場合には、同内容の契約を継続する予定であります。

4.監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容

- ・当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしております。
- ・監査役候補者が再任され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、保険更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020 年 3 月 1 日から)
(2021 年 2 月 28 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会・経済活動が抑制され、個人消費を中心に大きく影響を受けました。各種政策の効果や海外経済の改善もあり、輸入や生産活動などに一部持ち直しの動きが見られたものの、景気は総じて大変厳しい状況となりました。

松竹株式会社における歌舞伎興行は、感染症の影響を受け昨年3月から休演となり、再開後も感染症対策の制約を受けての興行となりましたが、追善演目や映像と掛け合わせた舞踊など多彩な公演が続きました。

当社グループにおきましても、在宅勤務や自宅待機の体制をとり、また、劇場内での業務を考慮し定期的に感染症検査を実施して事業運営にあたっていました。

しかしながら二度にわたる緊急事態宣言や外出自粛は、劇場賃貸を中心とする不動産賃貸事業と、附帯施設において食堂・飲食、売店事業を展開する当社グループの事業活動に大きな影響を及ぼしました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は2,106百万円（前期比43.7%減）、営業損失は378百万円（前期は営業利益297百万円）、経常損失は322百万円（前期は経常利益322百万円）となり、劇場設備の更新に伴う有形固定資産除却損を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は347百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益212百万円）となりました。

以下、事業別の概況を報告いたします。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業においては、劇場休館を受けたテナント賃料減額などが影響し、不動産賃貸料収入は昨年より減少いたしました。

建物・設備の保全業務は、中期保全計画の最終年となっていました。舞台檯板張替工事など安全衛生面に関する保全作業の他は先送りして費用圧縮を図る一方、医療従事者へのエールを込め劇場建物を青色ライトアップし、感染症対策活動の一助となるよう図りました。

以上の結果、売上高は1,750百万円（前期比8.3%減）、営業利益は固定資産税等の負担増により487百万円（前期比32.3%減）となりました。

<食堂・飲食事業>

劇場の休演など厳しい状況の中、お弁当処「やぐら」にて日本全国各地で評判のお弁当を土産用に販売し、好評を博しました。お食事処「花籠」では、有名シェフ監修の中華メニューをはじめ、三段芝居提げ重、歌舞伎座アフタヌーンティーなど趣向を凝らした料理をお客様に提供いたしました。喫茶室「檜」では、内装を明るいイメージに一新し、モーニングサービスやかき氷の提供、またテイクアウトを開始するなど集客に努めてまいりました。

しかしながら、5ヶ月に亘る休演や客席数制限、劇場内での飲食自粛などが大きく影響し、売上高は87百万円（前期比87.9%減）、192百万円の営業損失（前期は営業利益29百万円）となりました。

<売店事業>

劇場休演中は劇場内売店施設が休業となり、8月からの再開場後も感染症対策から飲料水とお茶のみの営業となりました。本年1月からは3階「座・のれん街」の営業を再開いたしましたが、劇場観客数も約半数のため依然として厳しい状況が続きました。

お土産処「木挽町」は、晴海通り側に出入口を新設し、観劇以外のお客様がいつでもご利用いただけるよう利便性を高めました。

木挽町広場は休演期間中、店舗、屋台の出店が減少しましたが、近隣のお客様、オフィスを対象に営業を続け、催事として「ねこ展」「木挽町夏祭り」「歌舞伎巡業公演地物産展」を実施したほか、東銀座地区の活性化を目指し、昨年11月より「歌舞伎座朝市」を木挽町通りで開催いたしました。

以上のような営業に努めましたが、売店事業も休演や外出自粛の長期化が大きく影響し、売上高は267百万円（前期比75.8%減）となり、172百万円の営業損失（前期は営業利益58百万円）を計上することとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、歌舞伎の殿堂「歌舞伎座」が多くの方に楽しんでいただける場であるよう、今後も、快適で安心・安全な劇場環境と、「歌舞伎座」ならではの食やサービスを提供してまいります。

不動産賃貸事業においては、感染症対策に十分配慮した劇場施設を心掛ける一方、積極的にイベントなどに協力し、集客を図ってまいります。

食堂・飲食事業においても、感染症対策と衛生管理を徹底し、安心・安全で清潔な環境を提供いたします。お食事やお弁当に限らずバラエティ豊かなメニュー開発に努め、販売増加と原価管理を徹底し、収益向上を目指します。

売店事業においては、歌舞伎の演目にちなんだ商品、人気キャラクターとのコラボ商品を取り揃えるなど商品開発に取り組むとともに、歌舞伎座と地域の活性化を目指し、木挽町広場や木挽町通りでの催事、イベントの企画に加え、コロナ禍の新しい生活様式に合わせインターネットでの商品販売にも注力してまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資としては、再開場時より使用されてきた舞台檜板の張替工事や劇場1階売店出入口の新設工事等を実施、また、快適な観劇環境を目的に劇場内ロビーベンチを大幅に拡充いたしました。

今期の設備投資の総額は102百万円で、主な内訳は以下の通りです。

・ 舞台檜板の張替工事	66百万円
・ 劇場1階売店出入口新設工事等	8百万円
・ 楽屋居室の空調機器更新（第3期）	7百万円
・ 劇場内各階ロビーベンチ更新	7百万円
・ 店舗什器更新	5百万円

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 94 期 2017年度	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	3,999	3,864	3,742	2,106
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	519	438	322	△322
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	357	281	212	△347
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	29.57	23.25	17.56	△28.71
総 資 産 (百万円)	27,993	26,092	26,195	27,366
純 資 産 (百万円)	12,324	11,291	11,510	12,553
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,018.31	932.97	951.03	1,037.22

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 94 期 2017年度	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	2,030	2,015	2,023	1,794
経 常 利 益 (百万円)	457	404	347	124
当 期 純 利 益 (百万円)	317	263	232	54
1 株当たり当期純利益 (円)	26.25	21.75	19.19	4.52
総 資 産 (百万円)	26,287	24,469	24,616	26,315
純 資 産 (百万円)	11,053	10,022	10,259	11,681
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	913.29	828.06	847.67	965.17

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
歌舞伎座サービス株式会社	40百万円	100 %	食堂・飲食事業 売店事業 不動産賃貸事業

(6) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
不動産賃貸事業	劇場、附帯施設、店舗等および土地の賃貸事業
食堂・飲食事業	劇場および附帯施設等における食堂、飲食事業
売店事業	劇場および附帯施設等における歌舞伎関連商品や土産品の物販事業

(7) 主要な事業所

- ・ 当社 本社 東京都中央区
- ・ 当社 大船 神奈川県鎌倉市
- ・ 歌舞伎座サービス株式会社 東京都中央区

(8) 従業員の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産賃貸事業	6名（－）	2名増（－）
食堂・飲食事業	18名（16名）	1名増（－）
売店事業	14名（23名）	1名増（1名減）
全社（共通）	15名（－）	2名減（－）
合 計	53名（39名）	2名増（1名減）

(注)臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	3名増	50.4歳	12.7年

(注)従業員数は他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2021年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,102,813株（自己株式67,187株を除く）
- ③ 株主数 5,501名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
松竹株式会社	1,665,100株	13.75%
清水建設株式会社	1,017,250株	8.40%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 松竹口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	446,200株	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託松竹口)	446,200株	3.68%
株式会社みずほ銀行	230,000株	1.90%
株式会社TBSテレビ	150,000株	1.23%
日本テレビ放送網株式会社	150,000株	1.23%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	150,000株	1.23%
株式会社三越伊勢丹	115,000株	0.95%
株式会社三菱UFJ銀行	115,000株	0.95%

(注) 持株比率は、所有する株式数を発行済株式（自己株式67,187株を除く）の総数で除したものであります。

(2) 会社役員に関する事項（2021年2月28日現在）

① 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 谷 信 義		松竹(株)取締役会長 歌 舞 伎 座 サービス (株) 取 締 役 松竹ブロードキャスティング(株)取締役 中 日 本 興 業 (株) 社 外 取 締 役
代表取締役社長	武 中 雅 人		松竹(株)専務取締役不動産本部長 松竹衣裳(株)代表取締役会長 (株)松竹サービスネットワーク取締役
常 務 取 締 役	岩 崎 敏 久	経理担当	歌 舞 伎 座 舞 台 (株) 社 外 取 締 役
取 締 役	近 藤 諭 司	総務・業務担当	
取 締 役	山 内 貴美子	企画・グループ担当	
社 外 取 締 役	小 平 健		
社 外 取 締 役	松 平 誠		
社 外 取 締 役	尾 崎 啓 成		松竹(株)取締役経理部門、財務部門担当、 IR(インベスター・リレーションズ) 副担当
社 外 取 締 役	武 藤 寛 征		松竹(株)経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長 (株)松竹サービスネットワーク社外監査役 松竹衣裳(株)社外監査役
社外監査役（常勤）	安 形 泰 介		
監 査 役	大 谷 二 郎		松竹ブロードキャスティング(株) 代表取締役副社長
社 外 監 査 役	井ノ上 正 男		大高法律事務所 弁護士 松竹(株)社外監査役 (株)永谷園ホールディングス社外監査役
社 外 監 査 役	稲 垣 文 美		

(注) 1. 当事業年度中の役員の異動 (2020年5月28日付)

新 任

取締役

山内 貴美子

退 任

代表取締役専務

池田 喜実 (任期満了)

2. 取締役 小平健、松平誠、尾崎啓成、武藤寛征の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小平健、松平誠の両氏は東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であります。
3. 監査役 安形泰介、井ノ上正男、稲垣文美の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、稲垣文美氏は、東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であり、長年にわたる金融機関での経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 10名 108百万円 (うち社外取締役 4名 14百万円)

監査役 4名 18百万円 (うち社外監査役 3名 15百万円)

(注) 取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第91期定時株主総会において年額190百万円以内 (うち社外取締役分年額20百万円以内)、監査役の報酬限度額は、2008年5月23日開催の第84期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役尾崎啓成氏は、松竹株式会社の取締役を兼職しております。松竹株式会社は、土地建物等の賃貸借取引がある特定関係事業者 (主要な取引先) にあたり、同氏は同社業務執行者の配偶者であります。
- ・ 取締役武藤寛征氏は、松竹株式会社の経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長と、株式会社松竹サービスネットワーク、松竹衣裳株式会社の社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があり、また、株式会社松竹サービスネットワークとは建物管理委託取引関係があります。
- ・ 監査役井ノ上正男氏は、大高法律事務所に所属する弁護士で、また、松竹株式会社と株式会社永谷園ホールディングスの社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役小平健氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、金融機関やホテル業界等における豊富な経験と経営者としての幅広い見地から、有益な意見や助言を行っております。
- ・取締役松平誠氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、豊富な経営見識と客船運航会社におけるサービス事業の経営者としての知見を活かし、適切な発言を行っており、特に食堂・飲食事業に関する的確な提言を行っております。
- ・取締役尾崎啓成氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、経理業務での豊富な経験とＩＲ業務の専門的な知識などから、主に財務・会計等について適切な発言を行っております。
- ・取締役武藤寛征氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、人材開発や企業集団統括の見識や経験を基に、グループ経営等の観点から、議案審議に関する意見や助言を行っております。
- ・監査役安形泰介氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席、常勤監査役として、当社や子会社の重要会議の出席に加え、積極的に独立社外取締役や会計監査人とのミーティングを開催して意見交換に努め、審議事項等においても適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役井ノ上正男氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席、弁護士としての専門的な知見や、他社の社外役員としての経験から、適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役稲垣文美氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席し、金融機関を通じて培った幅広い財務・会計の知識と見地から、適切な意見や助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新創監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・報酬等の額	18百万円
・当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比などを踏まえて検討した結果、本年度の監査計画と報酬額の見積りには相当性があり、報酬等は適切、妥当であると認め同意しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の行為が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触し、あるいはその独立性や職業倫理の遵守等において、不適切であると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とする決定をいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意をもって当該会計監査人を解任いたします。

(4) 内部統制に関する基本方針および運用状況

① 基本方針

当社がグループ全体の内部統制に関する基本方針として取締役会で決議した内容は、次のとおりです。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、これらに適合する「企業理念」「歌舞伎座グループ企業行動規範」「取締役会規則」「就業規則」等の諸規程等を別途に定めており、取締役及び使用人はこれらの諸規程に基づき法令及び定款の遵守に努める。
 - ・ 取締役及び使用人は、その職務の執行においては、顧問弁護士、監査法人、税理士など社外専門家の判断を積極的に仰ぐことにより、合理性・適法性の確保を図る。
 - ・ 当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修を適宜実施し、グループ一体となって法令遵守の企業風土形成に努める。
 - ・ 「公益通報管理規程」に基づき、外部の弁護士との間に内部通報のラインを設け、当社グループ内における違法行為等の早期発見と是正を図る。

- ・「職務権限規程」「業務(職務)分掌規程」等の諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成による、事業の推移に即応できる体制を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社における情報の保存・管理については、取締役の職務の執行に係るものも含め、文書の保存・管理について定めた「文書管理規程」及び当社グループにおける情報端末とネットワーク及び電子情報の扱いについて定めた「情報システム管理規程」に基づいて適切に行い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する。また、当社グループが扱う個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき、当社グループとして適法かつ適正な個人情報保護に努める。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ一体となって臨むものとし、取締役会において、適宜、リスク状況の報告を行い、また必要に応じてリスク管理体制の適切性及び有効性を担保するための見直しを図るものとする。また、財務報告に係るリスクについては、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づく内部統制評価によって適切に管理されるものとする。

二. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団としての業務の適正性を確保するために、定例の取締役会とは別途に当社及び子会社の常勤役員及び監査役による経営協議会を毎月実施し、リスク管理の適切性と有効性について適宜報告できる体制を確保する。
- ・「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、企業集団における内部統制システムの構築・整備・運用等を行い、組織の適正かつ効率的な業務運営を図る。
- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、子会社はこれらに適合した諸規程を定めており、子会社の取締役及び使用人は諸規程に基づいて法令・定款の遵守に努める。
- ・子会社は「職務分掌規程」等、自らが別途に定めた諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成により、事業の推移に即応できる体制を図る。

ホ. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ・監査役は、定期的に取り締役や使用人からその職務に関する報告を受け、また、監査役は取締役会ほか重要会議に出席、その審議内容を直接聴取し、すべての経営情報を閲覧できる。

- ・ 重大な法令・定款違反、不正行為や経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事実等については、当社グループの取締役及び使用人は監査役会に都度報告する。なお、報告を理由に不利益な取扱いを行わない。
- ・ 監査役は、子会社の監査役等と密接な連携を図り、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ・ 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題及び監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ・ 監査役の監査業務に際しては、必要に応じ適切な使用人に、取締役の指揮命令から独立して業務を遂行させることができる体制とする。

ヘ. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士を含め警察他外部関係機関等と連携して組織的に対処する。

また、警察他外部関係機関等と連携し反社会的勢力に関する情報の共有に努め、総務部統括のもと当社グループ一体で対処する。

② 整備・運用状況

当事業年度の内部統制に関する整備・運用状況は、次のとおりです。

- イ. 当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認するために、プロジェクトチームにおいて、内部統制システム全般の整備・運用状況の確認と評価を行い、外部会計監査人に結果を報告しております。外部会計監査人による不備是正事項を受けた点については対応し、この結果も歌舞伎座グループ内部統制委員会と外部会計監査人へ報告しております。

なお、会社法の内部統制に対しても、内部統制委員会において「内部統制システムの基本方針」を踏まえたチェック体制を構築し、運用を開始いたしました。

- ロ. 適切な業務執行を目指し、外部との契約や社内のルール規程等を検討する際には、弁護士や税理士、不動産鑑定士などの社外専門家の意見を聴取しております。

本年度は、新型コロナウイルス感染予防の取り組みとして、「在宅勤務規程」を制定いたしました。また、法令改正に伴い、「育児休業規程」、「介護休業規程」を改定、さらに働き方改革の一つとして「就業規則」を改定し、「時間単位の年次有給休暇制度」と「特別保存休暇制度」を導入いたしました。

コンプライアンス研修として、当社グループの役職員を対象に「内部統制について（役職員行動基準）」というテーマで実施いたしました。

- ハ. GINZA KABUKIZA危機管理体制のうち、一時帰宅困難者受入施設として新型コロナ禍における新たな受入基準を設け、また、大規模水害対策行動マニュアルを策定し、有事の際の体制整備を図りました。
- 二. 当社および子会社の常勤役員による経営協議会を毎月開催し、重要事項の審議や業務執行に関する報告等を行い、情報の共有や一元化を図っております。
- また、取締役会においては、さらなる効率的な業務執行と社外取締役による監視機能の充実を図っております。
- なお、子会社の重要会議には当社の取締役等が参加し、当社グループの経営状況や計画の進捗状況等を把握しております。
- ホ. 監査役は、当社および子会社が毎月開催する常勤役員による協議会に参加して、審議内容を直接聴取し、情報の共有を行っております。
- 外部会計監査人とは、平時における意見交換のほか、監査役監査などの通常のテーマに加えてKAM導入などの時事テーマなども含めた定例ミーティングを年2回開催し、会計監査から得られる情報と日常の業務監査の情報交換や会計監査人の適正性などに関する情報の取得を行うなどして監査の実効性の確保に努めました。
- また、独立社外取締役とも、取締役会の在り方など課題の共有や情報・意見交換を目的とするミーティングを年2回開催し連携を深めました。
- ヘ. 事業を通じて保有するお客様の個人情報の取り扱いについては、情報漏洩リスクの観点から当社グループ全体での運用を行い、また、マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いについても、「特定個人情報保護指針」や規程に基づいた運用を行っております。
- ト. 当社は、築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力に対して組織的に対処できるよう所轄警察等と連携を図っており、各種取引・契約の場面においては、反社会的勢力でないことを確認の上実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,420,799	流 動 負 債	673,642
現 金 及 び 預 金	1,269,995	買 掛 金	43,216
売 掛 金	14,357	未 払 金	164,580
た な 卸 資 産	35,356	未 払 費 用	13,207
そ の 他	101,192	未 払 法 人 税 等	8,654
貸 倒 引 当 金	△103	未 払 消 費 税 等	8,025
固 定 資 産	25,945,384	前 受 金	399,529
有 形 固 定 資 産	14,939,549	賞 与 引 当 金	22,159
建 物 及 び 構 築 物	8,578,076	そ の 他	14,270
機 械 装 置 及 び 車 両	51,936	固 定 負 債	14,139,280
器 具 及 び 備 品	71,437	長 期 未 払 金	98,490
土 地	6,238,098	長 期 前 受 金	12,028,780
無 形 固 定 資 産	2,628,000	繰 延 税 金 負 債	1,850,026
借 地 権	2,613,299	退 職 給 付 に 係 る 負 債	76,419
商 標 権	16	預 り 保 証 金	85,563
施 設 利 用 権	7,548	負 債 合 計	14,812,923
ソ フ ト ウ ェ ア	7,136	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	8,377,834	株 主 資 本	9,224,538
投 資 有 価 証 券	7,862,696	資 本 金	2,365,180
長 期 前 払 費 用	427,750	資 本 剰 余 金	3,256,671
そ の 他	87,388	利 益 剰 余 金	3,900,747
資 産 合 計	27,366,184	自 己 株 式	△298,059
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,328,721
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,328,721
		純 資 産 合 計	12,553,260
		負 債 純 資 産 合 計	27,366,184

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,106,205
売 上 原 価		1,929,087
売 上 総 利 益		177,118
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		555,413
営 業 損 失		378,294
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,580	
助 成 金 収 入	30,300	
そ の 他	8,862	56,744
営 業 外 費 用		
そ の 他	774	774
経 常 損 失		322,324
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	34,535	34,535
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		356,860
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,114	
法 人 税 等 調 整 額	△20,556	△9,442
当 期 純 損 失		347,417
親会社株主に帰属する当期純損失		347,417

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年3月1日 残高	2,365,180	3,256,671	4,308,679	△297,615	9,632,914
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,514		△60,514
親会社株主に帰属する 当期純損失			△347,417		△347,417
自己株式の取得				△443	△443
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△407,932	△443	△408,375
2021年2月28日 残高	2,365,180	3,256,671	3,900,747	△298,059	9,224,538

	その他の包括 利 益 累 計 額	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2020年3月1日 残高	1,877,337	11,510,252
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△60,514
親会社株主に帰属する 当期純損失		△347,417
自己株式の取得		△443
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,451,384	1,451,384
連結会計年度中の変動額合計	1,451,384	1,043,008
2021年2月28日 残高	3,328,721	12,553,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,140,902	流 動 負 債	587,834
現 金 及 び 預 金	1,084,381	未 払 金	144,526
売 掛 金	6,031	未 払 費 用	13,207
前 払 費 用	15,501	未 払 法 人 税 等	8,196
そ の 他	34,988	未 払 消 費 税 等	8,025
固 定 資 産	25,175,047	前 受 金	398,319
有 形 固 定 資 産	14,218,405	賞 与 引 当 金	8,443
建 物	6,681,695	そ の 他	7,115
建 物 附 属 設 備	1,687,920	固 定 負 債	14,046,848
構 築 物	22,914	長 期 未 払 金	98,490
機 械 及 び 装 置	48,236	長 期 前 受 金	12,028,780
器 具 及 び 備 品	56,661	繰 延 税 金 負 債	1,803,630
土 地	5,720,978	退 職 給 付 引 当 金	52,885
無 形 固 定 資 産	2,624,674	預 り 保 証 金	63,061
借 地 権	2,613,299	負 債 合 計	14,634,682
施 設 利 用 権	7,548	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	3,826	株 主 資 本	8,406,761
投 資 そ の 他 の 資 産	8,331,967	資 本 金	2,365,180
投 資 有 価 証 券	95,062	資 本 剰 余 金	2,406,200
関 係 会 社 株 式	7,735,180	資 本 準 備 金	2,405,394
長 期 前 払 費 用	427,674	そ の 他 資 本 剰 余 金	806
そ の 他	74,050	利 益 剰 余 金	3,933,785
資 産 合 計	26,315,950	利 益 準 備 金	142,125
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,791,660
		特 定 資 産 買 換 積 立 金	1,070,464
		別 途 積 立 金	2,258,800
		繰 越 利 益 剰 余 金	462,395
		自 己 株 式	△298,404
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,274,505
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,274,505
		純 資 産 合 計	11,681,267
		負 債 純 資 産 合 計	26,315,950

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,794,553
売 上 原 価		1,336,915
売 上 総 利 益		457,638
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		370,917
営 業 利 益		86,720
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27,654	
そ の 他	10,071	37,726
営 業 外 費 用		
そ の 他	1	1
経 常 利 益		124,445
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	34,535	34,535
税 引 前 当 期 純 利 益		89,910
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,584	
法 人 税 等 調 整 額	24,654	35,238
当 期 純 利 益		54,671

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						特定資産 買換積立金	別途積立金
2020年3月1日 残高	2,365,180	2,405,394	806	2,406,200	142,125	1,070,464	1,908,800
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
別途積立金の積立							350,000
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	350,000
2021年2月28日 残高	2,365,180	2,405,394	806	2,406,200	142,125	1,070,464	2,258,800

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
2020年3月1日 残高	818,238	3,939,628	△297,961	8,413,048	1,846,184	10,259,232
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△60,514	△60,514		△60,514		△60,514
別途積立金の積立	△350,000	-		-		-
当期純利益	54,671	54,671		54,671		54,671
自己株式の取得			△443	△443		△443
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）					1,428,321	1,428,321
当事業年度中の変動額合計	△355,842	△5,842	△443	△6,286	1,428,321	1,422,034
2021年2月28日 残高	462,395	3,933,785	△298,404	8,406,761	3,274,505	11,681,267

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 典 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 篠 原 一 馬 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社歌舞伎座及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 典 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 篠 原 一 馬 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2020年3月1日から2021年2月28日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月19日

株式会社歌舞伎座 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 安 形 泰 介 ㊟

監 査 役 大 谷 二 郎 ㊟

社外監査役 井ノ上 正 男 ㊟

社外監査役 稲 垣 文 美 ㊟

以 上

[illegible]

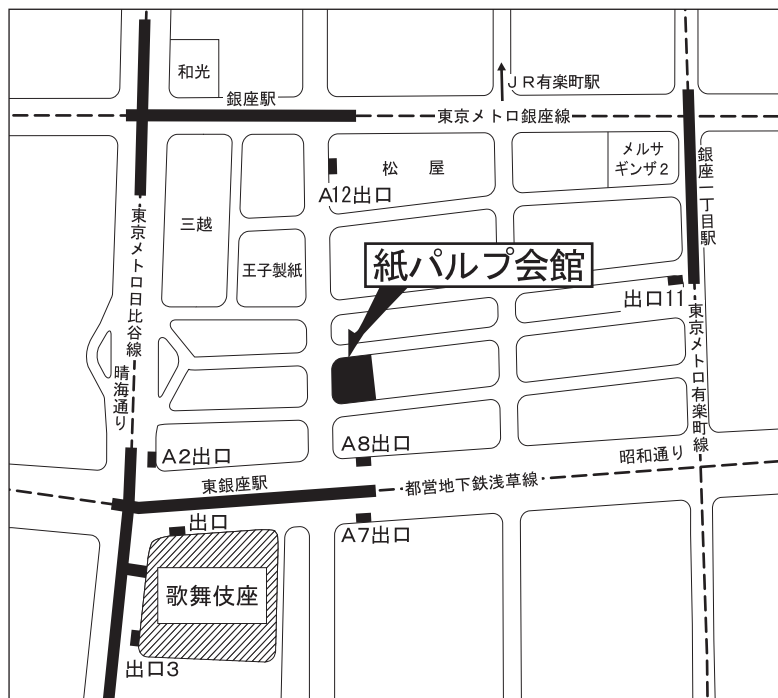
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 電話 (03) 3543-8111 (代表)

昨年と開催場所が異なります。

【交 通】 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線「銀座」駅A12出口より徒歩約3分
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅出口11より徒歩約5分
東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線「東銀座」駅A2・A7・A8出口より徒歩約2分、出口3より徒歩約4分
J R「有楽町」駅より徒歩約13分



(注) ■印は地下鉄最寄りの出口